

平成27年度分 市県民税の申告が 始まっています	<p><b>期間</b> 3月16日（月）まで <b>受付時間</b> 9時～16時 <b>場所</b> 市役所2階大会議室</p> <p>また、各地区においても申告を受け付けていますので、申告が必要ください。</p> <p><b>○申告が必要な方</b></p> <p>平成27年1月1日に市内に住んでいた方は原則として申告が必要です。</p> <p>平成26年中に所得がなかった方、遺族年金や障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税の算定をする際の基礎資料となりますので、申告してください。</p> <p>ただし、所得税の確定申告をする人や、給与所得者で年末調整が正しく済ませられ、その他に所得がない人は申告する必要がありません。</p> <p><b>問合せ先</b> 税務課市民税係</p>
--------------------------------	---

(窓口⑨) ⑧222218

下田税務署から 所得税の確定申告等の おしらせです	<p><b>期間</b> 3月16日（月）まで <b>受付時間</b> 9時～15時 <b>場所</b> 第1会議室</p> <p>※会場では電子申告（e-TAX）による申告相談もおこなっています。税務署から送られたハガキ又は封書、その他昨年以前に申告会場でお渡しした茶色又は緑色の封筒をお持ちの方はご持参ください。</p> <p><b>その他</b></p> <p>所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は、3月16日（月）まで、また、消費税・地方消費税の申告と納税の期限は3月31日（火）までです。</p> <p>平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が8%に変更されました。そのため、平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿上に</p>
---------------------------------	--

おいて課税取引を適用税率ごとに区分した上で、適用される新・旧税率ごとに計算する必要があります。  
※期間中、下田税務署では確定申告の相談は行っていませんので、ご注意ください。

**問合せ先** 下田税務署

☎ ⑧20185

**申請方法**  
申請者の印鑑・対象者の介護保険被保険者証を持参の上、左記まで申請してください。

**申請・問合せ先**  
市民保健課介護保険係  
(窓口④) ☎ ⑧222077

**所得税及び復興特別所得税**  
平成26年分申告・納税期限  
3月16日（月）  
**消費税及び地方消費税**  
3月31日（火）

**原動機付自転車などの廃車申告はお早目に！**

処分、譲渡しても廃車などと、軽自動車税が課税されます。必ず賦課期日（4月1日）までに申告をしてください。

**原動機付自転車と**

**国民年金保険料の控除を受けるには控除証明書が必要です**

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、市県民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要となります。

**問合せ先** 三島年金事務所

☎ ⑧055-973-1166

**小型特殊自動車**  
税務課市民税係 (窓口⑨)  
☎ ⑧222218

**軽自動車（二輪）（125cc超え250cc以下の二輪車）**  
軽自動車販売店協会  
☎ ⑧055-988-4022

**二輪の小型自動車**  
軽自動車検査協会  
☎ ⑧050-3816-1778

**（250ccを超える二輪車）**  
沼津自動車検査登録事務所  
☎ ⑧050-5540-2051

**確定申告書は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した上で、書面で出力し提出できます。**

申告の際には、寄附金受領明細書（寄付をした自治体が発行する領収書）が必要になります。

※画面の案内に従って金額等

を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の確定申告書が作成できます。

**問合せ先** 下田税務署

☎ ⑧20185